

集団的自衛権：政府「行使は限定的」…違憲指摘に反論

毎日新聞 2015年06月09日

長谷部恭男早大大学院教授の発言と政府見解

集団的自衛権の違憲性	長谷部氏	集団的自衛権の行使が許される点は、憲法違反だと考える。従来の政府見解の基本的枠組みでは説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがす
	政府見解	国際法上、集団的自衛権の行使自体を認めるものではなく、わが国の存立を全うし、国民を守るため、やむを得ない自衛の措置として一部限定された場合の武力の行使を認めるにとどまる。これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性、法的安定性は保たれている
武力行使との一体化	長谷部氏	外国軍隊の武力行使と一体化する恐れが極めて強い。従前の戦闘地域・非戦闘地域の枠組みを用いた、余裕を持った明確な線を引く範囲内の活動にとどめるべきだ
	政府見解	従来の非戦闘地域などの枠組みを見直し、 ①「現に戦闘を行っている現場」では支援活動をしな ②状況変化により「現に戦闘行為を行っている現場」となる場合は直ちに活動を休止・中断する 「一体化」の回避という憲法上の要請は満たす

長谷部恭男早大大学院教授の発言と政府見解

政府は9日、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法案について、「これまでの憲法解釈との論理的整合性および法的安定性は保たれている」とする見解を野党側に文書で提示した。4日の衆院憲法審査会で、長谷部恭男早大大学院教授ら憲法学者3人が「憲法違反」と表明したことに反論した。議論の沈静化を急ぐ政府だが、野党は「説得力がない」（民主党の長妻昭代表代行）と批判を強めており、引き続き国会審議で追及する方針だ。

◇野党「従来の繰り返し」

憲法審では、自民党が推薦した参考人の長谷部氏が集団的自衛権の行使容認を「従来の政府見解の基本的枠組みでは説明がつかず、法的安定性を大きく揺るがす」と指摘。野党

は長谷部氏の発言に対する政府見解を求めている。

見解では、集団的自衛権の行使容認を「わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として一部限定された場合の武力の行使を認めるもの」と指摘。憲法9条の下でも「わが国が存立を全うするために必要な自衛の措置」を認めた1972年の政府見解を引用し、「基本的な論理を維持した」と説明した。

その理由について「安保環境が根本的に変容」したことで「今後、他国への攻撃でも日本の存立を脅かすことはあり得る」と説明。新3要件で容認されるのは、国際法上認められている他国を防衛する集団的自衛権ではなく、「あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るため、わが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置」に限定されていると強調した。

長谷部氏はまた、他国軍への後方支援で「非戦闘地域」の概念がなくなり「他国の武力行使と一体化する恐れが強い」としたが、見解は「現に戦闘を行っている現場」では活動しないことなどを挙げ、「一体化の回避という憲法上の要請は満たす」とした。

見解は安保法制を「(昨年7月の)閣議決定の考え方に立ったもの」と強調している。ただ、長谷部氏は「(集団的自衛権は)自衛よりむしろ他衛で、そこまで憲法が認めているという議論を支えるのは難しい」と閣議決定そのものの論理矛盾を指摘しており、議論はかみ合っていない。

長妻氏は9日、記者団に「これまでの説明を文書にしたに過ぎない」と指摘。72年見解が集団的自衛権を「憲法上許されない」と結論づけたことを挙げ「ひどい論理展開だ」と批判した。維新の党の柿沢未途幹事長も「閣議決定以来の論理をただ繰り返しているだけだ」と述べた。

見解はまた、新3要件を「いかなる事態にも応えるという事柄の性質上、ある程度抽象的な表現が用いられることは避けられない」と説明。共産党の赤嶺政賢衆院議員は「へりくつをこねくり回し、非論理的で暴走した憲法解釈だ」と語った。【青木純、村尾哲】

自民党推薦の参考人として国会で安全保障関連法案を違憲だと指摘した長谷部恭男早稲田大大学院教授が9日、毎日新聞の取材に応じ、同日公表された政府見解に対し「(関連法案の)閣議決定の繰り返しで反論というものではない。これ以上説得できる論理がまったくないと考えた」と厳しく批判した。政府は火消しに必死だが、憲法学者や国民の間で「安

保法制は違憲だ」との批判が高まっている。【樋岡徹也、日下部聡、川崎桂吾】

安保法案：長谷部氏、政府見解を批判…違憲論高まる

毎日新聞 2015年06月09日

長谷部氏が指摘した舞台は4日の衆院憲法審査会。他の参考人2人と合わせて憲法学者3人全員が安保法制を批判し、違憲論が大きく盛り上がった。

長谷部氏は取材に「従来の政府見解の基本的枠組みでは説明がつかず、法的安定性が損なわれている」と強調。「(集団的自衛権で武力行使を認める要件を) 一見限定するかのよ
うな(法案の) 文言と実際に政府がやろうとしていることの間、常識的には理解できない巨大な距離がある」と不信を表明した。

また、長谷部氏は9日夜、TBSラジオの番組「荻上チキ・Session-22」に出演。高村正彦・自民党副総裁の「憲法学者はどうしても憲法9条の字面に拘泥する」という発言について、「憲法に拘泥しないで政治権力を使いたいと言っているのか。大変怖い話」と述べた。また、違憲でないという著名な憲法学者も多いとする菅義偉官房長官の発言には、「本当か」と疑問を投げかけた。

一方、参考人の一人だった小林節・慶応大名誉教授は、武力行使を認めるかどうかについて「攻撃国の意思・能力、規模などを総合的に考慮(し判断する)」という政府見解の表現を問題視し、「要は『出たところ勝負』で軍隊の運用を政府に白紙委任せよ、ということ。独裁国家の発想だ」と批判している。

同法案を巡っては3日、小沢隆一・東京慈恵医大教授らが廃案を求める声明を発表。賛同する憲法学者は当初の171人から9日現在、212人に増えている。日本を代表する憲法学者の佐藤幸治・京都大名誉教授も、6日の講演で「いつまでぐだぐだ(憲法の根幹を揺るがすようなことを) 言うのか」といらだちを表明した。

これに対し、集団的自衛権の行使容認を昨年提言した首相の私的懇談会「安保法制懇」のメンバーで、憲法学者の西修・駒沢大名誉教授は9日、取材に「国連憲章上、集団的自衛権は固有の権利で、国家存立のための自然権と位置づけられている。憲法は自衛権の行使を否定していない。国連加盟時に何の条件もついていない」と合憲論を展開。違憲論が強まっている現状については「合憲派は少なからずいる。憲法論議は多数決ではない」と話した。一方、参考人の一人だった小林節・慶応大名誉教授は、武力行使を認めるかどうかについて「攻撃国の意思・能力、規模などを総合的に考慮(し判断する)」という政府

見解の表現を問題視し、「要は『出たところ勝負』で軍隊の運用を政府に白紙委任せよ、ということ。独裁国家の発想だ」と批判している。

安保法案：「違憲」に法制局長官が反論

毎日新聞 2015年06月10日

安全保障関連法案を審議する衆院平和安全法制特別委員会は10日午前、一般質疑を行った。横畠裕介内閣法制局長官は憲法学者が関連法案を違憲と指摘していることについて「憲法9条は自衛のための武力行使を禁じ、その結果、国民が犠牲になることもやむを得ないと命じているものではない」と反論した。

横畠氏は「今回やろうとしていることは（以前から認められている）個別的自衛権を超える部分がある。ただ、その実態はわが国を防衛するための必要最小限のもので、憲法9条の下でも許容される。国際法上の集団的自衛権一般を許容するものでは決してない」と答弁した。

集団的自衛権の行使容認については「国際法上認められている集団的自衛権をフルセットで（全部）認めるものではない」と改めて説明。「他国防衛のために武力を行使するには、憲法改正をしないと行けない」と述べ、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認は限定的だと理解を求めた。

中谷元（げん）防衛相は、他国軍への後方支援活動を行う自衛隊の活動場所について「今までは『非戦闘地域』としてきたが、一度指定するとなかなか変更できなかった。戦況は動くので、自衛隊の活動中に戦闘が発生する見込みがない場所を指定することにした」と答弁。憲法学者の「他国軍の武力行使と一体化する恐れが強い」との指摘に反論した。【青木純、飼手勇介】

安保法案：「憲法の基本的論理は不変」中谷防衛相が反論

毎日新聞 2015年06月10日

安全保障関連法案を審議する衆院平和安全法制特別委員会は10日午前、一般質疑を行った。中谷元（げん）防衛相は、憲法学者が関連法案を違憲と指摘していることに「従来の憲法の基本的論理は全く変えていない。集団的自衛権の一部容認は、わが国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置として初めて容認されるもので、他国に対する防衛を目的とした集団的自衛権ではない」と反論した。

また、中谷氏は、憲法解釈を変更した去年の閣議決定について「現在の憲法をいかにこ

の法案に適応させていけばいいのかという議論を踏まえた」とした自身の5日の答弁について「趣旨を正確に伝えられなかった」として撤回した。

横畠裕介内閣法制局長官は集団的自衛権の行使容認について「憲法9条は自衛のための武力行使を禁じ、その結果、国民が犠牲になることもやむを得ないと命じているものではない」と主張。「今回やろうとしていることは（以前から認められている）個別的自衛権を超える部分がある。ただ、その実態はわが国を防衛するための必要最小限のもので、憲法9条の下でも許容される。国際法上の集団的自衛権一般を許容するものでは決してない」と述べた。

そのうえで、「他国防衛のために武力を行使するには、憲法改正をしないと行けない」と述べ、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認は限定的だと理解を求めた。【青木純、飼手勇介】

憲法改正：「いつまでぐだぐだ言い続けるのか」 佐藤幸治・京大名誉教授が強く批判

毎日新聞 2015年06月06日

立憲デモクラシーの会主催のシンポジウム「立憲主義の危機」で講演する佐藤幸治・京大名誉教授＝東京都文京区の東大で2015年6月6日午後6時20分、森田剛史撮影

◇「立憲主義の危機」シンポで基調講演

日本国憲法に関するシンポジウム「立憲主義の危機」が6日、東京都文京区の東京大学で開かれ、佐藤幸治・京大名誉教授の基調講演や憲法学者らによるパネルディスカッションが行われた。出席した3人の憲法学者全員が審議中の安全保障関連法案を「憲法違反」と断じた4日の衆院憲法審査会への出席を、自民党などは当初、佐藤氏に要請したが、断られており、その発言が注目されていた。

基調講演で佐藤氏は、憲法の個別的な修正は否定しないとしつつ、「(憲法の) 本体、根幹を安易に揺るがすことはしないという賢慮が大切。土台がどうなるかわからないところでは、政治も司法も立派な建物を建てられるはずはない」と強調。さらにイギリスやドイツ、米国でも憲法の根幹が変わったことはないとした上で「いつまで日本はそんなことをぐだぐだ言い続けるんですか」と強い調子で、日本国憲法の根幹にある立憲主義を脅かすような改憲の動きを批判した。

戦後作られた日本国憲法はGHQ（連合国軍総司令部）の押し付けとも言われる。しか

し、佐藤氏は「日本の政府・国民がなぜ、軍国主義にかくも簡単にからめとられたかを考えれば、自分たちの手で、日本国憲法に近いものを作っていたはずだ」と述べた。

佐藤氏は、神権的観念と立憲主義の両要素を含んでいた明治憲法下の日本が、憲法学者、美濃部達吉の「天皇機関説」の否定を契機に「奈落への疾走を加速させ」、太平洋戦争に突入していった歴史を説明。終戦の日の1945年8月15日は、明治憲法下の日本が、大正デモクラシーのような一定の成果を上げながら、どうしてひたすら戦争に突き進んでいったかについて、根本的な反省を加え、日本のかたちの抜本的な再構築に取り組むスタートとなるべき日だったと指摘した。また、アジアの人々に筆舌に尽くしがたい苦しみを与えたことも踏まえ「悔恨と鎮魂」を伴う作業が必要だったと話した。

第二次世界大戦後、各国では、大戦の悲劇を踏まえ、軍国主義を防げなかった憲法の意義をとらえ直す動きが起こったという。佐藤氏はその結果、(1) 憲法制定権力として国民が、統治権力による権力の乱用を防ぐ仕組みを作る(2) 基本的人権の保障を徹底する(3) 「戦争は立憲主義の最大の敵」という考えから、平和国家への志向を憲法に明記する—などの原則が強調されることになり、日本国憲法にはその特質がよく表れているとした。

パネルディスカッションでは、違憲とは言えないかもしれないが、憲法の本質には反していることを示す「非立憲」という言葉が話題になった。これまで、特に政治家の行動を戒めるために使われてきた言葉という。樋口陽一・東大名誉教授は、憲法改正の要件を定める憲法96条を改正し、国会発議のハードルを下げる「96条改正論」や、政府・与党による安保法制の提案の仕方そのものが「非立憲の典型」と批判した。【尾村洋介／デジタル報道センター】

「違憲」宣告で安倍政権が弁明するが…

72年政府見解、最高裁砂川判決 破綻済み主張くり返す

しんぶん赤旗 2015年6月10日(水)

徹底批判！ 戦争法案

戦争法案は「憲法違反」との指摘が相次いだことを受け、安倍政権は8～9日にかけて、法案の「合憲」性に関する弁明を相次いで表明しました。いずれも破綻済みの主張の焼き直しにすぎません。戦争法案の国会審議開始から2週間でこのような弁明をせざるをえないこと自体、安倍政権が追い詰められていることを示しています。(関連記事)

政府は9日、野党側の求めに応じて、集団的自衛権行使を容認した「武力行使の新3要件」と、「集団的自衛権の行使は憲法違反」としてきた従来の政府見解との「論理的整合性」に関する文書を国会に提出しました。

文書は1972年の政府見解を引用。同見解は、「国の存立を全う」するための自衛の措置を認めているものの、集団的自衛権の行使は「憲法上、許されない」と結論づけています。9日の政府見解は、「安全保障環境の変化」を理由に、この「結論」だけを変更して集団的自衛権の行使を容認した昨年7月の「閣議決定」の内容を丸写ししました。

しかし、4日の衆院憲法審査会で、自民推薦の長谷部恭男氏が、まさに結論だけを変えた点について「従来の政府の論理で説明できない」と指摘しているにもかかわらず、これについての具体的な見解は何ら見られませんでした。

また、安倍晋三首相は8日のドイツ・エルマウでの記者会見で、1959年12月の最高裁判決（砂川判決）が、やはり「国の存立を全うするために必要な自衛の措置」を取ることを認めていることをあげ、新3要件に「憲法の基本的な論理は貫かれている」と弁明しました。

しかし、最高裁・砂川判決の趣旨は、「安保条約にもとづく米軍駐留は違憲」とした59年3月の東京地裁判決（伊達判決）を覆し米軍駐留を「合憲」としたことにあります。また、最高裁判決では個別的自衛権について認めていますが、集団的自衛権の行使については何ら言及していないことは、当時の林修三法制局長官をはじめ、法曹界の一致した見解です。

憲法学者から「違憲」の宣告がされたため、「最高裁判決」の権威に頼るしかなくなった形ですが、それも成り立たないことは明瞭です。

砂川判決 米軍の駐留は違憲であるとした東京地裁判決（伊達判決）を不服として、日米両政府が最高裁へ跳躍上告し、破棄した判決（59年12月）。57年7月に米軍立川基地（旧砂川町、現・立川市）の拡張に抗議するデモ隊の一部が基地内に立ち入ったとして、日米安保条約に基づく刑事特別法違反容疑で起訴された「砂川事件」について争われました。

